

第十六章 期間

1.期間の計算.....	2
2.期間の延長.....	2
3.期間遅延による法律効果.....	3
4.法定期間の遅延による原状回復.....	4

第十六章 期間

専利出願及び専利の事項に関する手続きの期間には、法定期間及び指定期間が含まれている。

法定期間とは、専利法に明文化して規定されている出願人が一定の行為をすべき期間のことであり、例えば：グレースピリオド又は優先権の主張、国際優先権証明書類の送付、生物材料寄託証明書類の送付、証書料の納付、専利年金の納付、原状回復の申請、優先権主張の回復の申請、専利権回復の申請、実体審査請求、再審査請求、無効審判請求の答弁等の事項の期間のことである。

指定期間とは、専利主務官庁が当行政裁量により定めた期間のことを指し、出願事項の違いにより、違う期間を付与する。例えば：委任状の補正、グレースピリオド証明書類の補正、出願手数料の納付、職権により補正又は答弁を通知する等の期間である。

期間の計算、期間の延長、期間の遅延に関する法律効果及び原状回復申請を、本章規範の重点とする。

1.期間の計算

期日及び期間は、専利法で特別に規定されている以外は、行政手続法の関連規定を適用する。

各期間の計算の遵守については、出願書類が専利主務官庁に送達された又は差出地の消印に記載された日付を基準としなければならない、送達途中の期間が差し引かれるという適用はない。

専利法における期間の計算に関して、その最初の日は算入しない。ただし、専利権の期限に関する計算は、出願日の当日から起算する。

期間の末日が土曜日、日曜日、祝祭日又はその他休業日である場合、当該日の翌日の出勤日を期間の末日とする。期間の末日が土曜日であるが、政府政策の公告に合わせて休業日ではなく出勤日として調整された場合、行政機関は依然として通常通りの出勤であり、休業ではないため、行政手続法第 48 条第 4 項の規定は適応されず、翌日の出勤日を期間の末日にしてはならない(法務部 2010 年法律字第 0999004718 号の解釈書簡を参照)。

2.期間の延長

専利法は当事者がある種の特定期間を規定し、性質上は法

定期間であり、例えば優先権証明書類の補正期間のように、当事者の申請により延長してはならない。ただし、専利法に別途規定がある場合は、その規定に従う。例えば、専利権者が無効審判請求書のコピーの送達後一ヶ月以内に答弁できなかった場合、理由を説明して延長を申請することができる。

専利出願において補正が必要な事項がある場合、その指定された補正期間及び期間の延長は、以下の原則により処理し、全ての補正期間は6ヶ月を超えないことを原則とする：

- (1)特許、意匠出願又は再審査請求は、4ヶ月以内の期限を設けて補正することを先に出願人に通知しなければならず、出願人が指定期間内に補正できなかった場合、指定期間が満了する前に、理由を記載して延長を申請することができ、原則上2ヶ月の延長期間を許可する。
- (2)実用新案出願は、2ヶ月以内の期限を設けて補正することを先に出願人に通知しなければならず、出願人が指定期間内に補正できなかった場合、指定期間が満了する前に、理由を記載して延長を申請することができ、原則上2ヶ月の延長期間を許可する。期限前に再度理由を説明して延長を申請した場合、原則上再度2ヶ月の延長期間を許可する。

専利出願以外のその他専利に関連する手続きの処理において、例えば専利出願の譲渡、承継、変更事項等の事項の補正が必要な場合、原則上、書類が到着した翌日から起算して1ヶ月以内に補正すること、並びに1ヶ月の延長を申請することができる旨を出願人に通知する。

出願人が指定期間内に補正できず延長が必要である場合、期限が過ぎる前に理由を記載して延長を申請しなければならず、指定期間を過ぎて始めて延長を申請した場合、当該延長の申請は不受理とする。

3. 期間遅延による法律効果

出願人が法定又は指定期間内に専利法ですべきとされる行為を行わなかった場合、生じるうる法律効果は以下のとおりである。：

(1) 不受理処分：

例えば、出願の書類を期限が過ぎても補正しなかった場合、出願は不受理とする。ただし、指定期間に遅れたが処分される前に補正した場合は、依然として受理しなければならない。

(2) 失権効果：

例えば、2年目以降の専利年金を追納期限が満了する前に納付しなかった場合、専利権は当然消滅する。

(3) 擬制効果：

例えば、法定期間内に優先権証明書類を送付しなかった場合、優先権を主張

しないものと見なす。法定期間内に寄託証明書類を送付しなかった場合、寄託しないものと見なす。法定期間内に実体審査を請求しなかった場合、取下げと見なす。

(4) 補正された日を出願日とする：

例えば、外国語版で出願し、指定期間内に中国語版を補正しなかった場合、その出願は不受理とする。ただし、処分される前に補正した場合、補正された日を出願日とする。

(5) 直接審査：

例えば、専利権者が無効審判請求書のコピーの送達後1ヶ月以内に答弁せず、且つ理由を記載して延長を申請しなかった場合、直接審査する。

(6) 直接査定：

例えば、審査意見通知書又は最後に通知した指定期間を過ぎて補正を申請した場合、査定書にその事由を記載して直接査定することができる。

4.法定期間の遅延による原状回復

出願人が天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、法定期間に遅延した場合、原因が消滅した日から30日以内に原状回復を申請することができる。

原状回復を申請する場合、書面をもって期間に遅延した理由及びその消滅日を記載しなければならず、並びに関連証明書類を添付し、且つ同時に期間内にすべきであった行為を行わなければならない。ただし、法定期間に遅延してすでに1年が過ぎている場合、原状回復を申請することはできない。例えば：

(1) 専利年金を納付する法定期間において、天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、期間内に専利年金を納付できない又は専利年金を追納できず、当該天災の原因が7月31日に消滅する場合、専利権者は8月30日以前に書面をもって理由を記載し、原状回復を申請しなければならない。原状回復の申請と同時に、専利年金を納付又は専利年金を追納しなければならない。

(2) 優先権証明書類の法定期間内の送付について、天災又は自己の責めに帰すことのできない事由により、優先権証明書類の送付が遅延した場合、原因が消滅した日から30日以内に書面をもって理由を記載し、並びに優先権証明書類を添付し、及び自己の責めに帰すことのできない事由の証明書類をもって、原状回復を申請することができる。いわゆる、自己の責めに帰すことのできない事由の証明書類とは、外国の専利主務官庁が発行した証明書類のほか、その他遅延を引き起こした事由の証拠資料等

が含まれ、全て主張の依拠とすることができ、自己の責めに帰すことのできない出願人の事由に属するか否かについては、具体的な個別案件により認定する。

いわゆる天災とは、自然力がもたらした災害、例えば水害、地震、暴風等のことを指す。いわゆる、自己の責めに帰すことのできない事由とは、客観的な標準からみて、通常の注意を払っても予期できない又は避けることのできない事由は皆これに属する。もし主観上の事由のみである場合、それに基づいて原状回復の申請をすることはできない。例えば、病気により入院、代理人又は送達代理受取人の過失により生じた遅延(台北高等行政裁判所 2007 年度訴字第 01838 号の判決参照)、会社を再結成する際の引継ぎミスにより生じた遅延(經濟部 2003 年経訴字第 09206225560 号の決定参照)等は、皆原状回復できる事由に属しない。

専利主務官庁は便民措置(大衆の便宜を図る措置)に基づいて書簡を発送して年金納付を喚起し、専利権者が年金納付期間に遅延した場合、当該通知を合法的に送達しなかったことを理由に、自己の責めに帰すことのできない事由であると主張して原状回復を申請することはできない(最高行政裁判所 2007 年度判字第 02081 号の判決参照)。

出願人又は専利権者が故意によらずに国際優先権を主張しなかった又は主張しないものと見なし、証書費及び 1 年目の専利年金の納付期間に遅延した又は 2 年目以降の専利年金の追納期間に遅延した場合、一定期間内に権利回復を申請する機会をすでに有しているため、出願人又は専利権者が権利回復を申請する際、権利回復申請の期間に遅延したことについて再び原状回復申請をしてはならない。